平成２２年（フ）第２２９号
金沢市畝田東２丁目521番地、従前の住所福井県吉田郡永平寺町東古市第22号135番地
債務者　濱田実千代
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２３９号
石川県石川郡野々市町菅原町23番46号　県営１－８
債務者　引地まゆみ
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１５０２号
愛知県知多郡武豊町字山ノ神52番地６
債務者　西村　宏秋
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５６号
広島市東区戸坂南１丁目25番17号
債務者　松永　　博
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７０５号
広島市中区東千田町２丁目12番17―403号　丸沢ビル
債務者　中尾　美樹
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７３１号
広島市東区牛田新町２丁目１番１―810号　県高層住宅
債務者　吉田　圭子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７６３号
広島市安佐南区川内６丁目１番29―201号
債務者　大江　美隆
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８５４号
広島市東区上温品２丁目26番２号
債務者　石田　安二
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８５６号
広島市安佐南区山本９丁目29番21号
債務者　宮川　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４６号
福岡県小郡市三沢4612番地
債務者　中村　晃子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１５２号
鹿児島県鹿児島市田上町4474番地
債務者　永田　幸一
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２９８号
鹿児島県鹿児島市吉野町1319番地11
債務者　田川　民枝
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３０６号
鹿児島県鹿児島市平川町407番地
債務者　園田　洋一
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３０９号
鹿児島県鹿児島市坂之上２丁目13番16号
債務者　加藤　靖幸
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３１２号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目37番１―402号
債務者　富田　明美
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３２１号
鹿児島県鹿児島市宇宿６丁目１番７―21号　市住7021号
債務者　十合　孝次
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３２２号
鹿児島県鹿児島市宇宿６丁目１番７―21号　市住7021号
債務者　十合　由美
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３４８号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘４丁目１番７号　グループホームさくらが丘、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘４丁目１番地２　県営住宅11棟304号
債務者　溝口　和夫
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係